

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 24 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県南魚沼市寺尾275番地1

氏名 株式会社 羽吹組
代表取締役 羽吹 忍

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-776-3135

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 羽吹組	
事業場の所在地	新潟県南魚沼市寺尾275番地1	
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から	令和 8 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業	
②事業の規模	340,480千円(元請け完成工事高)	
③従業員数	15名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類 中間処理業者へ委託 → 再生骨材として再利用 ・ ガラス・陶磁器くず 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 廃プラスチック類 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 金属くず 中間処理業者へ委託 → 商社等へ売却 ・ 木くず 中間処理業者へ委託 → 木材チップ等として再資源化 ・ 繊維くず 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 建設混合廃棄物 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 廃油 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 石膏ボード 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 汚泥 中間処理業者へ委託 → 再生処理業者・最終処分業者へ委託 ・ 石綿廃棄物 中間処理業者へ委託 → 最終処分業者へ委託 ・ 水銀使用産業廃棄物 中間処理業者へ委託 → 最終処分業者へ委託 	



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



各現場で発生する廃棄物は現場毎に運搬・処理委託契約し処理する
 工事部(現場代理人)が処理を確認し、年度ごとの集計を総務部が集計し報告する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (6 年度) 実績】		がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
	排出量	1,561.19 t	17.30 t	4.69 t	3.44 t	85.72 t	2.12 t	6.50 t	0.36 t
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品				
	排出量	3.72 t	1.10 t	0.30 t	0.20 t				
(これまでに実施した取組)									
優良認定処理業者・再生利用業者への搬出に努めている									
【目標】		がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
	排出量	1,300.00 t	1.50 t	10.00 t	3.00 t	32.00 t	1.50 t	2.00 t	1.25 t
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品				
	排出量	3.00 t	1.00 t	0.50 t	0.30 t				
(今後実施する予定の計画)									
記事項を継続する									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	各現場から排出されている廃棄物はできるだけ品目毎に分別を実施								
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	各事項を継続する								

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状		【前年度（6年度）実績】							
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品					
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品					
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状		【前年度（6年度）実績】							
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品					
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品					
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う産業廃棄物の理立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
	自ら理立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
② 計画	産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品				
	自ら理立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
	自ら理立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
② 計画	産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品				
	自ら理立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
	全処理委託量	1,561.19	17.30	4.69	3.44	85.72	2.12	6.50	0.36
	優良認定処理業者への処理委託量	159.37	17.05	3.65	0.06	85.72	2.12	6.50	0.36
	再生利用業者への処理委託量	1,401.82	0.25	1.04	3.38				
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
② 計画	産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品				
	全処理委託量	3.72	1.10	0.30	0.20				
	優良認定処理業者への処理委託量	3.72		0.30	0.20				
	再生利用業者への処理委託量		1.10						
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し委託契約を実施									

② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃油
	全処理委託量	1,300.00	1.50	10.00	3.00	32.00	2.50	1.00	0.25
	優良認定処理業者への処理委託量	700.00		10.00		30.00	2.50	1.00	0.25
	再生利用業者への処理委託量	600.00	1.50		3.00	2.00			
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	汚泥	石綿含有廃棄物	水銀使用製品				
	全処理委託量	3.00	0.50	0.25	0.15				
	優良認定処理業者への処理委託量	3.00		0.25	0.15				
	再生利用業者への処理委託量		0.50						
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(今後実施する予定の取組)								
	<p>可能な限り優良認定処理業者への委託を基本にする また、再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者から委託先を選定する 以上の取り組みを継続し、法令の遵守、環境への負担低減を目指す</p>								
※事務処理欄									

